# 第4回別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

【Bグループ】概要

開催日:平成22年10月18日(月)

時 間:午後7時~午後9時

会 場:役場301会議室

参加委員:8名(欠席委員2名)

会議次第:1 開会

2 議 題

1) 前回のふりかえり(第4章「町民」について)

2) 第4章 町民(第21条)について

3) 第5章 コミュニティ(全3条)

3 その他

4 閉 会

## 1 開 会 (グループリーダー)

## 2 議 題 (グループリーダー)

- 1) 前回のふりかえり
  - ・前回検討した内容について、報告者がまとめた資料を全員で見直し、条文内容をふりかえる。

#### (町民の権利)

- 第18条 町民は、まちづくりに参加する権利があります。
- 2 町民は、議会及び行政の保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利があります。
- 3 町民は、行政サービスを受ける権利があります。
- 4 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

#### ○検討委員からのふりかえりの意見

・ 第1項について、草案の「まちづくり」の定義にも係るが、定義されている内容で



あれば、果たして、町民の権利と規定すること が妥当であるか?権利でまちづくりをするの か?

・この規定においても、町民は、積極的にまちづくりに関わることができるといった内容であると解釈はできるのでは。表現としては正しいと考える。

- ・ 「権利」には色々な意味があり、①特定の利益を他人に対し主張できる力、②何か をする自由を認められている事柄、がある。ここでは後者の意味での表現である。
- 意味が複数あるのであれば、「権利」の捉え方次第で文章に誤解を招かないか?「権

利」についても定義付けする必要もあるのではないか。

- 「義務」や「しなければならない」を用いると、語句が強くなってしまう。「権利」 に代わる良い語句があれば検討し、ないのであれば解説書等でわかりやすく語句を 説明してはどうか?一つ一つの語句について「定義」に規定していくのは限りがな くなってしまう。
- ・ 文章として表現を考えると、「まちづくり」に参加することができるといった内容 は理解できる。
- ・ この章において、見出しを「権利」と「責務」を規定するのであれば、本条の表現 はこれで良いのでは。解説書等を作成することで、内容を理解してもらう。
- ・ 第2項について、「自ら取得する権利」とあるが「知る権利」とした方が分かりや すいのでは。
- ・ 「知る」では与えられているような感じがする。「取得」の場合の方が積極的な感じがする。意味としては同じである。

#### ●結論

・前回検討した内容のとおりとする。

## 

#### (町民の役割と責務)

- 第19条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、<u>将来にわたって誰もが暮らし</u> やすいまちづくりに努めます。
- 2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政に積極的に提供するよう努めます。
- 3 町民は、まちづくりに自らの知識や技術を積極的に発揮するとともに、その発言や行動に 責任を持つよう努めます。
- 4 町民は、お互いに尊重し合い、<u>職業や世代を越えて</u>協力し合うとともに、連携によるまちづくりを推進するよう努めます。
- 5 (次回に町民の自然環境等へ対しての文言を規定予定)
- 6 町民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けるものとします。
  - ※前回の検討において持ち越しになった、第20条に規定されている、事業者の自然環境及び生活環境に配慮する条文を、町民に対しても規定するべきかを中心にふりかえり。

#### ○検討委員からのふりかえりの意見

- 町民の責務の条文に自然環境等に配慮する文言を規定する場合に、例を挙げれば、 不在地主への対応といった場合、文言に疑義を感じる。定義では「町民」、「住民」 あるいは「多様な主体」を設け、それぞれの条文で使い分けているが、この文章で あれば、不在地主は町民に含まれないと解釈してしまい、規定の対象外になってし まうのではないか。そうであれば、定義においてはすべて「町民」の方が良いと考 える。
- ・ 条文によっては「町民」を分けて規定しなければならない必要がある。その為「住 民」等を定義している。
- 「町民」一本で規定できない以上、それぞれの規定の対象について、町民に理解し

てもらうような配慮が必要と考える。

- ・ 自然環境等への配慮は、事業者にこそ規定する必要があり、町民は不要では。町民 に規定するのであれば、子どもや高齢者等への配慮の方が良いのでは。
- 第4項には福祉に関する責務も含んでいると解釈できるのではないか。
- ・ 自然環境等への配慮について、町民にとっては当たり前の責務であり、それを犯す とすれば事業者であるといった考えに立てば、事業者のみの規定で良いのでは。
- 町民であっても規定しておかなければならない現状もあるのではないか?
- ・ 第1項に「環境」といった文言を盛り込み、自然環境等への配慮の意味も含めては どうか?

## ●結論

- 上記の意見により下記のとおり条文を変更する。
- 第1項に、町民へ求める自然環境等への配慮の規定を盛り込む事とする。
- 第4項の解説書等に、子どもや高齢者等への配慮も盛り込む事とする。

#### (町民の役割と責務)

- 第19条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、将来にわたって誰もが暮らし やすい環境のまちづくりに努めます。
- 2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政に積極的に提供するよう努めます。
- 3 町民は、まちづくりに自らの知識や技術を積極的に発揮するとともに、その発言や行動に 責任を持つよう努めます。
- 4 町民は、お互いに尊重し合い、職業や世代を越えて協力し合うとともに、連携によるまちづくりを推進するよう努めます。
- 5 町民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けるものとします。

#### ......次の条へ......

#### (事業者の役割)

- 第20条 事業者とは、町内で事業活動を行う者をいいます。
- 2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めます。
- 3 事業者は、まちづくりの一員として、地域活動に参加し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

#### ○検討委員からのふりかえりの意見

- ・第1項の「者」について「もの」ではないか。全体をとおして文言の整合性が必要である。
- 第3項について、「地域活動」の前に「積極的に」を盛り込んでも良いのでは?
- ・ここで規定する事業者には個人も法人も含まれる。定義の「町民」には法人の規定しかないので、個人事業者も「町民」の定義に含めるべき。

#### ●結論

- ・上記の意見により下記のとおり条文を変更する。
- ・第1項の「者」を「もの」へ変更する。
- ・第3項について、「積極的」を盛り込む事とする。

## (事業者の役割)

- 第20条 事業者とは、町内で事業活動を行うものをいいます。
- 2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めます。
- 3 事業者は、まちづくりの一員として、<u>積極的に</u>地域活動に参加し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

#### 次の条へ...

2) 第4章 町民(第21条)について

#### ~草案より~

(地域活動団体の役割)

- 第21条 地域活動団体とは、町内会をはじめとする、地域で自主的に公共的活動を行う、地域に根ざして形成された団体及び町民が、自らの意志で主体的に行う公益性のある活動を 行う団体をいいます。
  - 2 地域活動団体は、地域社会の一員として、それぞれの特性を活かした活動や交流を通じ、 まちづくりへの活動の輪を広げます。

#### 〇検討委員からの意見

- ・「町民」の定義に町内で活動する団体を含んでいるので、地域活動団体の役割をあ えて規定する必要はないのではないか。定義との整合性が必要である。
- ・町内会以外の地域活動団体とは、具体的にどんな団体を想定しているのかわかりづらい。
- ・地域での活動について条例に規定するのであれば、別海町における各地域(西春別 や尾岱沼など)の主体的な取組(地域主権)について、役割を盛り込んでも良いの ではないか。
- ・第5章で規定されているコミュニティとも重なる部分であり、この条文を規定する と、コミュニティの章が活きてこないのではないか。
- ・文章の内容としては良いかもしれないが、表現は変えるべきである。
- ・いきなり地域活動団体の役割を規定しても理解しがたい。背景的な規定も必要である。
- ・コミュニティにも、地域で活動する団体を含んでいるのであれば、ここで規定する 地域活動団体もコミュニティに含まれていると考えるべきである。

#### ●結論

・地域活動団体には地域の少年団やサークルなども含まれているが、町内会をはじめとしている以上、コミュニティとの整合性も考慮するべきである。第21条は保留

## とし、コミュニティの章を検討したうえで、再検討とする。

3) 第5章 コミュニティ (全3条)

~草案より~

第5章 コミュニティ

(コミュニティ)

第22条 コミュニティとは、地域において自ら出来ることを考え行動し、豊かなまちづくりに取り組むために、多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動する組織及び団体をいいます。

### ○検討委員からの意見

・今の時代「コミュニティ」という言葉は広範囲で使われている。インターネット上でもコミュニティという語句を用いている。ここでは「地域」をつけ、地域に限った「地域コミュニティ」としてはどうか。

## ●結論

- •「コミュニティ」を「地域コミュニティ」とする。
- 委員会終了時刻となったことから、次回の検討とする。
- **3 その他** (グループリーダー)
  - ・次回会議の開催日時について確認。
- 4 閉 会 (グループリーダー)